

ATMでの支払い収納サービスを悪用した詐欺に注意!

特殊詐欺の犯人がお金をだまし取る手段は、現金を宅配便等で送付させたり、プリペイド式電子マネーを購入させID番号を不正に入手したりと様々ですが、最近、被害者にATMでの支払い収納サービスを使用させてお金をだまし取る手口が発生しています。

被害に遭うまでの流れ(例)は以下のとおりです。

※支払い収納サービスとは・・・

税金や公共料金、各種料金等の支払いを、パソコンやスマートフォンATMから支払うことができるサービスで、代表的なものにペイジー(Pay-easy)があります。



ATMでは、“料金払込”や“税金・各種料金払込”と表示されています。 Pay-easyマーク

- ① 被害者の携帯電話に、「有料サイトの利用料金が未納である」とのSMS(ショートメッセージサービス)を使用したメールが届く。
- ② 被害者が、メールの連絡先に電話すると、犯人から「料金が未納状態であり、このままだと逮捕され裁判になる」、「財産を差し押さえる」と言われる。
- ③ 被害者が、料金を支払う旨伝えると、金融機関のATMに行くように指示される。※その際、携帯電話を通話状態のまま行動するように指示される場合がある。
- ④ 犯人の指示に従い、被害者がATMで、“支払い収納サービス(ペイジー)”を選択すると、請求金額が表示される。それから、現金を入金(又は口座振替)することにより、お金をだましとられる。

※現在、長崎県内の金融機関で、ペイジーが利用できるATMを設置しているのは、親和銀行とゆうちょ銀行です。

【警察からのお願い】



メールや電話でお金の話が出たら、必ず詐欺を疑い、すぐに家族や最寄りの警察に相談してください。

また、通話しながらATMを操作している人を見かけたら、「なにかお困りではありませんか」との声掛けと、警察や金融機関の職員への通報をお願いします。